

○北九州市エコタウンセンター条例施行規則

平成 13 年 6 月 21 日

規則第 38 号

改正 平成 17 年 10 月 6 日規則第 86 号

平成 20 年 10 月 27 日規則第 64 号

平成 26 年 12 月 12 日規則第 59 号

平成 30 年 7 月 25 日規則第 45 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、北九州市エコタウンセンター条例(平成 13 年北九州市条例第 23 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(供用時間)

第 2 条 北九州市エコタウンセンター(休憩室を除く。)の供用時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。

2 北九州市エコタウンセンター(以下「センター」という。)の休憩室の供用時間は、次の各号に掲げる日に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 前日及び翌日が休館日である日 午前 9 時から午後 5 時まで
- (2) 前日が休館日である日(前号に掲げる日を除く。) 午前 9 時から午後 12 時まで
- (3) 翌日が休館日である日(第 1 号に掲げる日を除く。) 午前 0 時から午後 5 時まで
- (4) 前 3 号に掲げる日以外の日 午前 0 時から午後 12 時まで

3 前 2 項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、供用時間を変更することができる。

(休館日)

第 3 条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を指定することができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日
- (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(使用申請の受付)

第 4 条 条例第 3 条第 1 項の許可の申請は、使用しようとする日の 3 月前から受け付けるものとする。ただし、市長(指定管理者に使用の許可を行わせるセンターの施設等に係る申請にあっては、指定管理者)が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(平 17 規則 86・一部改正)

(設備の使用料)

第 5 条 センターの設備の使用料の額は、別表のとおりとする。

(使用料の返還)

第 6 条 条例第 7 条ただし書の規定に基づき、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める額を返還する。

- (1) 天災その他使用者(条例第 3 条第 1 項の許可を受けた者をいう。以下同じ。)の責めによらない事由により使用できないとき 使用料の全額
- (2) 使用日(条例第 3 条第 1 項の許可を受けた使用の日をいう。)の 40 日前までに使用者が使用の取りやめを申し出た場合で市長が相当の理由があると認めるとき 使用料の 5 割に相当する額

(平 17 規則 86・一部改正)

(使用権の譲渡等の禁止)

第 7 条 使用者は、センターを使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(設備の変更禁止)

第 8 条 使用者は、センターに特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ市長の許可を受けたときは、この限りでない。

(平 17 規則 86・一部改正)

(原状回復の義務)

第 9 条 使用者は、センターの使用を終了したときは、直ちに、使用した部分を原状に回復しなければならない。条例第 4 条の規定により使用の許可を取り消され、又は使用の停止を命じられたときも、同様とする。

(平 17 規則 86・一部改正)

(損害賠償の義務)

第 10 条 センターに損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者の指定の申請に係る事項の公表)

第 11 条 市長は、センターについて指定管理者を指定しようとするときは、申請の受付場所及び受付期間その他必要な事項をあらかじめ公表しなければならない。

(平 17 規則 86・追加)

(指定管理者の指定の申請の添付書類)

第 12 条 条例第 9 条第 1 項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款又はこれに準ずるものの謄本
- (2) 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における収支決算書
- (3) 現に行っている事業の内容及び実績を記載した書類
- (4) 事業計画書に係る収支見積書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(平 17 規則 86・追加、平 20 規則 64・一部改正)

(指定管理者の指定の告示)

第 13 条 市長は、センターについて指定管理者を指定したときは、その旨を告示するものとする。

(平 26 規則 59・追加)

(指定管理者に使用の許可を行わせない施設等)

第 14 条 条例第 10 条第 3 号の規則で定めるセンターの施設等は、事務室、実験室、実験槽及び廃水処理設備とする。

(平 17 規則 86・追加、平 26 規則 59・旧第 13 条線下)

(指定管理者の事業報告)

第 15 条 指定管理者は、毎年度終了後、その管理するセンターの管理の業務に関し事業報告書を作成し、5 月 31 日までに市長に提出しなければならない。

(平 17 規則 86・追加、平 26 規則 59・旧第 14 条線下)

(委任)

第 16 条 この規則の施行に関し必要な事項は、環境局長が定める。

(平 17 規則 86・旧第 11 条線下、平 26 規則 59・旧第 15 条線下)

付 則

この規則は、平成 13 年 6 月 27 日から施行する。

付 則(平成 17 年 10 月 6 日規則第 86 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成 20 年 10 月 27 日規則第 64 号)

この規則は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

付 則(平成 26 年 12 月 12 日規則第 59 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成 30 年 7 月 25 日規則第 45 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 1 条の規定による改正後の北九州市エコタウンセンター条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日以後に許可を受ける使用に係る使用料について適用し、同日前に許可を受けた使用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表(第 5 条関係)

(平 30 規則 45・一部改正)

設備		使用料の額
映像設備	液晶プロジェクター	1 台につき 1 時間又はその端数ごとに 2,250 円
	スクリーン	1 枚につき 1 時間又はその端数ごとに 300 円
	ビデオカセットレコーダー	1 台につき 1 時間又はその端数ごとに 750 円
音響施設	ワイヤレスマイク (ハンド型)	1 式につき 1 時間又はその端数ごとに 750 円
	拡声装置	1 台につき 1 時間又はその端数ごとに 750 円